

＜補足文書（案）＞

金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）

20XX 年 XX 月 XX 日
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
本文書の公表の経緯	3
補足文書	8
I. 信用リスクの著しい増大に関する判定	8
II. 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定	29
III. 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定	40
IV. 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定	55
V. CECL (Current Expected Credit Loss) モデルに基づく情報の開示方法	62

目 的

1. 本文書は、当委員会が公表する企業会計基準適用指針第 XX 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）を適用するにあたり、実務に資するための情報を提供することを目的としている。
2. 本文書は企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下「企業会計基準等」という。）を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。

本文書の公表の経緯

3. 当委員会は、20XX 年に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び一連の企業会計基準や適用指針等を改正するとともに、予想信用損失適用指針を公表した。
4. 前項の金融商品会計基準等の改正は、国際財務報告基準（IFRS 会計基準）第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に基づく予想信用損失モデルを採用するとともに、予想信用損失モデルの適用範囲に合わせて限定的な分類及び測定についての定めを行うものである。
5. 予想信用損失モデルに関しては、金融商品会計基準において全般的な定めを設けるとともに、予想信用損失適用指針において、信用リスクの著しい増大に関する判定、予想信用損失の算定及び信用リスクに関する開示などについての詳細な定めを設けている。
6. 20XX 年改正の金融商品会計基準等に関する審議において、次の項目に関する補足文書を公表することが金融商品会計基準等を実務に適用する上で有用であるとの意見が聞かれた。
 - (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定
 - (2) 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定
 - (3) 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定
 - (4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）に係る予想信用損失の算定
 - (5) CECL（Current Expected Credit Loss）モデルに基づく情報の開示方法
7. これらの聞かれた意見を踏まえ、前項に記載した項目に関して実務上参考となる事例等を示すことを目的として、本文書を公表することとした。

補足文書

I. 信用リスクの著しい増大に関する判定

関連する定め

8. 予想信用損失の算定における信用リスクの著しい増大に関する判定に関して、金融商品会計基準では次のとおり定めている。

企業会計基準第10号
金融商品に関する会計基準
会計基準

V. 予想信用損失の算定

1. 予想信用損失の算定方法

27. 予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等（以下「債権等」という。）の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定する。

9. また、信用リスクの著しい増大に関する判定に係る金融商品会計基準等の定めのうち、本論点に関連すると考えられる予想信用損失適用指針の定めは次のとおりである。

企業会計基準適用指針第XX号
金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針

適用指針

Ⅲ. 会計処理

1. 信用リスクの著しい増大に関する判定

(3) 信用リスクの著しい増大に関する判定

(信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定)

信用リスクの著しい増大に関する判定に用いるアプローチ

19. 債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定は、債権等の信用リスク特性や企業の状況に応じて、統計モデル、信用格付プロセス、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のいずれか又はその組み合わせにより行う。状況によっては、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のみによって、全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する要件を満たしていると判断できる場合がある。一方、債権等の発生の認識時に

における信用リスク特性を考慮して、定性的情報と期末における内部信用格付を組み合わせることによって、信用リスクが著しく増大しているかどうか判定する場合もある。

10. 前項のとおり、予想信用損失適用指針第 19 項は、信用リスクの著しい増大に関する判定において、債権等の信用リスク特性や企業の状況に応じて、統計モデル、信用格付プロセス、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のいずれか又はその組み合わせにより行うこととしている。本文書においては、信用リスクの著しい増大に関する判定を行う方法のうち、信用格付プロセスとデフォルトの発生確率 (Probability of default、以下「PD」という。) を組み合わせた方法を取り上げて説明を行う。なお、簡素化された予想信用損失の算定方法 (予想信用損失適用指針第 55 項から第 65 項) については、ここで取り扱っておらず、「Ⅱ. 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定」を参照されたい。

海外における信用リスクの著しい増大に関する判定の実務

11. 金融商品会計基準等の予想信用損失に係る定めを開発する基礎とした IFRS 第 9 号について、海外の金融機関における適用事例を調査したところ、信用リスクの著しい増大に関する判定について、次の事例が見受けられた¹。
- (1) PD の変動を用いて信用リスクの著しい増大に関する判定を行う場合、相対的な水準 (例えば、PD の変化幅が発生の認識時の PD の 2 倍又は 3 倍²) が閾値として用いられている。
 - (2) PD が小さい場合には、相対的な水準の閾値と絶対値による PD の変動幅の閾値を組み合わせている場合がある。

我が国の信用リスク管理の実務を踏まえた信用リスクの著しい増大に関する判定

12. 本文書第 8 項のとおり、予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権等の発生認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することが求められている。
13. この判定は、債権等の信用リスク特性や企業の状況に応じて、統計モデル、信用格付プロセス、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のいずれか又はその組み合わせにより行うこととしており、金融商品会計基準等は、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定方法を特定していない。

¹ ここに記載した事例は本文書公表時点におけるものであり、また金融機関の規模や地域によっても実務が異なる可能性がある。

² 欧州銀行監督機構 (European Banking Authority: EBA) が 2023 年に公表した IFRS 第 9 号の導入に関するモニタリング・レポートでは、組成時から PD が 3 倍増加しているにもかかわらずステージ 1 (信用リスクの著しい増大なし) としている事例に対する懸念が示されている。

14. 我が国において、これまで銀行等金融機関では、債権等の信用リスク管理に関して、金融機関の検査の基本的な考え方が示されていた「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等の検査マニュアル（以下「金融検査マニュアル」という。）を踏まえた実務が行われており、2019年12月の金融検査マニュアル廃止後においても、一般的に金融検査マニュアルに基づく信用リスク管理が継続されていると考えられる。
15. この点、我が国における債権等の信用リスク管理に関するこれまでの実務を活用し、信用リスクの著しい増大に関する判定を行う方法の一例を示すことは、実務に適用する上で有用と考えられる。このため、以下では債権等の自己査定及びその基礎となる内部信用格付の実務と親和的な信用リスクの著しい増大に関する判定方法の一例を示している。なお、この方法は例示であり、企業の内部管理状況によって他の方法もあり得ると考えられる。
16. なお、金融商品会計基準等は、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、債権等の信用リスク特性や企業の状況に応じて、利用可能な定性的情報も用いて行うこととしているが、当該例示においては省略する。また、当該例示を作成する際には本文書第11項に記載したIFRS第9号に関する海外の実務も参考としている。

内部信用格付を利用した信用リスクの著しい増大に関する判定方法の例

17. この例示における前提条件は次のとおりである。
 - (1) 企業Aでは、金融検査マニュアルを参考に、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、債務者の定性的な状態も勘案のうえ、返済の能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先（その他要注意先及び要管理先）、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分して債権等の信用リスク管理を行っており、当該債務者区分を判定するにあたり、内部信用格付制度を用いている。
 - (2) 企業Aにおいては、内部信用格付が格付1から格付5までを正常先、格付6をその他要注意先、格付7を要管理先、格付8を破綻懸念先、格付9を実質破綻先及び格付10を破綻先としている。
 - (3) 企業Aでは、内部信用格付制度で用いられている内部信用格付が遷移した場合のPDの変化（変化率及び変化幅）を把握している。
 - (4) 企業Aは、信用リスクの著しい増大に関する判定に際して、変化率として発生の認識時のPDの3倍、変化幅としてxxベース・ポイントの閾値を設けており、その両方に該当した場合に信用リスクが著しく増大していると判断している。
 - (5) 企業Aにおいては、各内部信用格付のPDは安定的に推移しており、過年度からの重要な変動はない。
18. 企業Aでは、債権等の単位で信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定するにあたり、内部信用格付の遷移を最大限活用し、信用リスクが著しく増大していると判

定した債務者に対する債権等について信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行っている。具体的には、次のステップで判定を行っている。

ステップ1 信用リスクが著しく増大していると判定するための定量的な閾値等を用いてグルーピングを実施する。

ステップ2 グルーピングに基づき債務者単位で信用リスクが著しく増大しているかどうかを検討し、債権等の単位での検討が必要か判定する。

ステップ3 債権等の単位での検討が必要とされた債務者に対する債権等について、信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定する。

ステップ1 信用リスクが著しく増大していると判定するための定量的な閾値等を用いてグルーピングを実施する

19. 金融商品会計基準等では、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定には、原則として全期間のデフォルト発生リスクの変動を使用している（予想信用損失適用指針第14項）。ここで、企業Aは、過去のデータをもとに信用リスクが著しく増大しているかどうかの定量的な閾値として、PDの変化率が発生の認識時のPDの3倍かつ変化幅がxxベース・ポイントを超えた場合に信用リスクが著しく増大していると判断することとしている。
20. この例示において、企業Aにおける信用リスクに係る定量的及び定性的な状況は次のとおりである。
 - (1) 格付1のPDと格付4のPDの差は、閾値であるxxベース・ポイントより小さい。
 - (2) 格付4のPDと格付5のPDの差は、閾値であるPDの変化率が発生の認識時のPDの3倍かつ変化幅がxxベース・ポイントより大きい。
 - (3) 格付5のPDと格付6のPDの差は、閾値であるPDの変化率が発生の認識時のPDの3倍かつ変化幅がxxベース・ポイントより大きい。
 - (4) 格付7から格付10については、企業Aにおける貸付に関する実務を踏まえると、定量的及び定性的な要因から債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していると判断される状況にある。
21. これらを踏まえ、企業Aは、債務者を次の3つにグルーピングすることとした。
 - グループX：格付1から格付4に該当する債務者グループ
 - グループY：格付5及び格付6に該当する債務者グループ
 - グループZ：格付7から格付10に該当する債務者グループ

ステップ2 グルーピングに基づき債務者単位で信用リスクが著しく増大しているかどうかを検討し、債権等の単位での検討が必要か判定する

22. グループX、グループY及びグループZに分類された債務者に対する債権等について、次のとおり信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定する。

グループX

23. 本文書第 20 項(1)に記載のとおり、グループ X 内では、最大の格付遷移である格付 1 から格付 4 への格下げが生じた場合でも、PD の変化幅は閾値である xx ベーシス・ポイントを下回っている。ここで、企業 A は、グループ X に分類される債務者に対する債権等については、個々の債権等の発生の認識時の PD からの変化を追跡することなく、信用リスクは著しく増大していないと判断した。
24. また、一部の債務者について、前期末にグループ Y に含まれていたが、当該債務者の信用リスクが低下した結果、期末ではグループ X に含まれていた。この場合、当該債務者に対する債権等の PD は低下していることから、個々の債権等の発生の認識時の PD と比べて閾値である xx ベーシス・ポイントを超えて PD は増加していないと考えられる。このため、企業 A は、当該債務者に対する債権等についても、個々の債権等の発生の認識時の PD からの変化を追跡することなく、信用リスクは著しく増大していないと判断した。

グループY

25. 期末においてグループ Y に分類された債務者については、当該債務者に対する個々の債権等の発生の認識時期により信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定が異なる場合があると考えられるとして、企業 A は、ステップ 3 において債権等の単位で信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することとした。

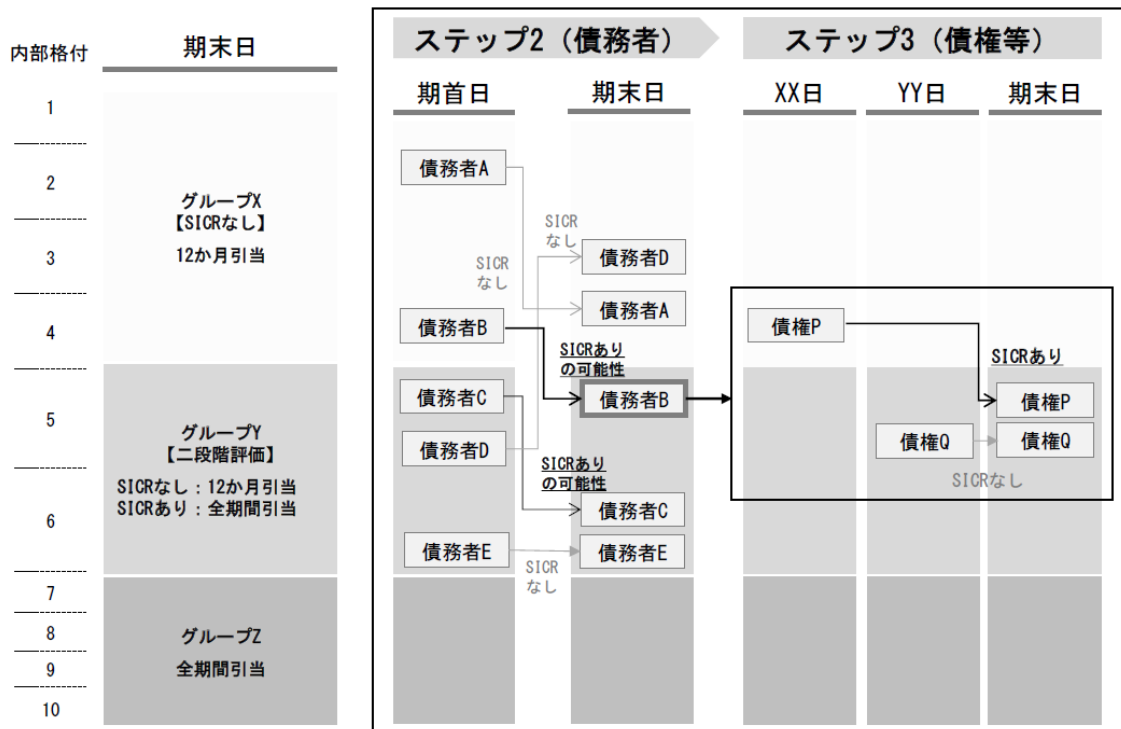
グループZ

26. 企業 A は、グループ Z に分類された債務者に対する債権等について、定性的な要因から、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していると判断した。

ステップ3 債権等の単位での検討が必要とされた債務者に対する債権等について、信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定する

27. 債務者がグループ Y に分類されると判断した場合、債権等の単位により、債権等の発生の認識時の PD と期末の PD を比較し、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することが求められる。
28. ここで、図 1 における債務者 B を例にとると、債務者 B に対する債権等は債権 P と債権 Q から構成されている。このうち、債権 P については、格付 4 の時点で実行されており、実行時における格付 4 の PD と期末における格付 5 の PD を比較すると、変化率及び変化幅が企業 A が設定した閾値よりも大きいため、企業 A は、債権 P について債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していると判断した。一方、債権 Q については、期末における格付と実行時における格付が同じ格付 5 であり、実行時における格付 5 の PD と期末における格付 5 の PD の変化率及び変化幅が企業 A が設定した閾値よりも小さいため、企業 A は、債権 Q について債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと判断した。

(図1) 内部信用格付を利用した信用リスクの著しい増大に関する判定方法イメージ



(注) 本図においては、信用リスクの著しい増大を SICR という。

Ⅱ. 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定

関連する定め

29. 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定に関して、予想信用損失適用指針では次のとおり定めている。

企業会計基準適用指針第 XX 号

金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針

適用指針

Ⅲ. 会計処理

3. 簡素化された予想信用損失の算定方法

(1) 信用リスクの著しい増大に関する判定

56. 信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行うにあたり、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができる。内部信用格付を活用して判定する方法においては、第 57 項から第 62 項に従って内部信用格付を区分して、区分に応じて債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行う。

(正常先)

57. 内部信用格付を活用して判定する方法において、期末において、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者を正常先とし、正常先に区分される内部信用格付を決定する。さらに正常先に区分される内部信用格付について、次の手順により信用リスクが低い順に優良格付、中間格付及び要判定格付に区分する。

- (1) 期末におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付（以下「要判定格付」という。）を決定する。
- (2) 要判定格付と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、優良格付に該当する内部信用格付（以下「優良格付」という。）を決定する。
- (3) 要判定格付及び優良格付のいずれにも含まれない内部信用格付を中間格付とする。

なお、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格

付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合や、優良格付及び要判定格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合がある。

58. 期末において正常先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかに関して、次のとおり判定する。

(1) 優良格付又は中間格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないものとして取り扱う。

(2) 要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。ただし、次のいずれかの場合には、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。

① 債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合

② 債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合

③ 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

信用リスクの著しい増大に関する判定

30. 前項に記載のとおり、信用リスクの著しい増大に関する判定について、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができるとしている(予想信用損失適用指針第56項)。

31. 内部信用格付を活用して判定する方法において、正常先に区分される内部信用格付は、信用リスクが低い順に優良格付、中間格付及び要判定格付に区分することとしている(予想信用損失適用指針第57項)。

32. 正常先を区分する方法は、企業が内部管理状況を踏まえた上で判断するものであるが、正常先を区分する方法の一例を示すことは実務に適用する上で有用と考えられるため、以下の正常先を区分する方法の例を示している。なお、これらの方法は例示であり、企業の内部管理状況によって他の方法もあり得ると考えられる。

(1) 規制対応等により算定されている内部信用格付ごとのPDに基づいて区分する方法(以下「PDを算定している場合の方法」という。)

(2) 内部信用格付に対応する格付会社による外部信用格付に基づいて区分する方法(以下「外部信用格付を利用する方法」という。)

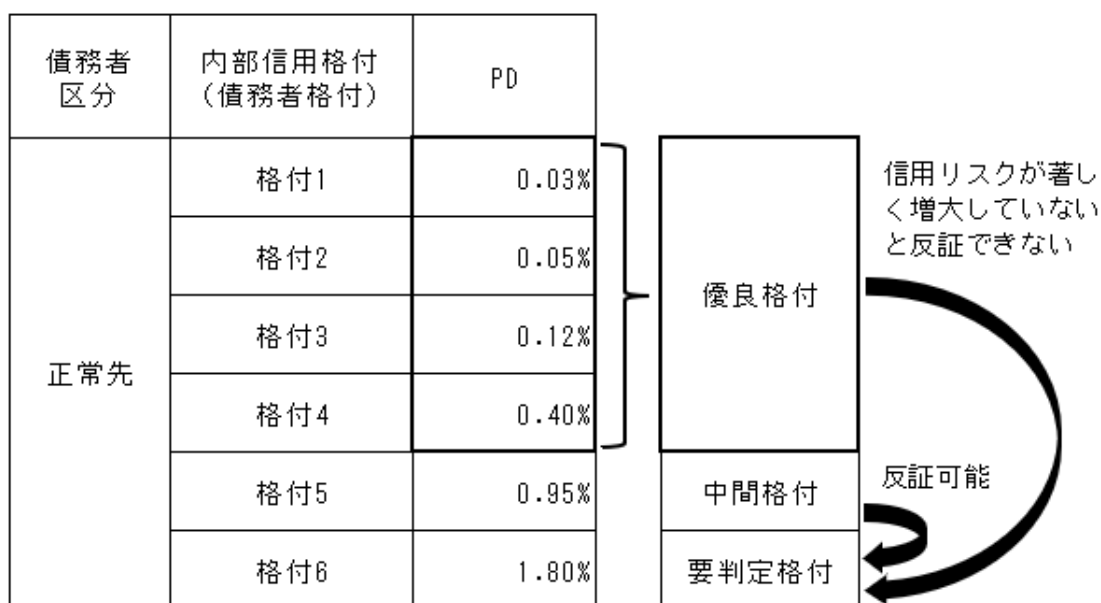
(3) 20XX年改正の金融商品会計基準の適用初年度にシミュレーション計算を行った

内部信用格付ごとのPDに基づいて区分する方法（以下「シミュレーション計算を行う方法」という。）

正常先を区分する方法

（PD を算定している場合の方法）

33. 自己資本比率規制への対応等の観点から、内部信用格付ごとのPDを算定している場合、既に有しているデータを利用して正常先を区分することが可能と考えられる。この方法における適用イメージは次のとおりである。

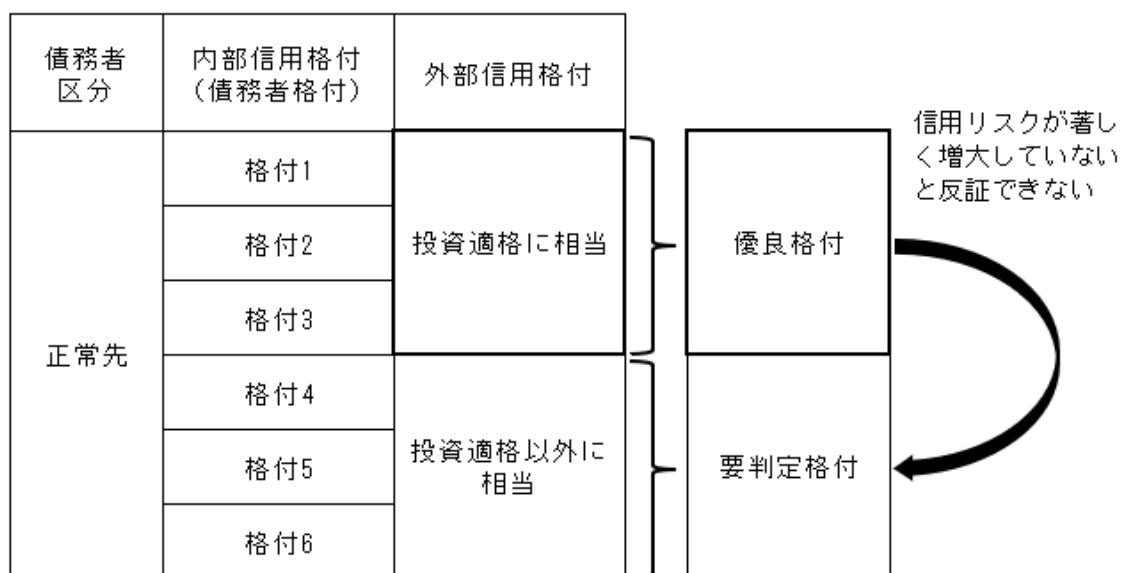


34. 前項の適用イメージでは、格付6は、PDの絶対的な水準等から信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性があるとして判断し、要判定格付としている。格付1から格付4は、格付6（要判定格付）と比較したPDの変動率や変動幅等に基づいて、優良格付であると判断している。この結果を踏まえ、要判定格付及び優良格付のいずれにも含まれない格付5を中間格付としている。
35. 当該方法はPDを使用するものであるが、PDを算定すること自体に重きを置くものではなく、正常先を3つに区分することに主眼がある。このため、每期PDを算定して区分を見直す必要は必ずしもなく、重要な環境の変化がない限り、いったん決定した区分を継続して使用できると考えられる。
36. なお、要判定格付や優良格付を区分する際に使用するPDの閾値について企業自らが判断することを想定しており、判断の際、PDの相対的な水準を用いて区分することや、PDが小さい場合には絶対値による変動幅を組み合わせて区分することが考えられる。

（外部信用格付を利用する方法）

37. 外部信用格付を利用する方法は、格付会社による外部信用格付と内部信用格付を紐

付けるものである。予想信用損失適用指針第 26 項において、信用リスクが低いとみなすことができる一例として外部信用格付が投資適格の場合を挙げていることを踏まえ、投資適格に相当する内部信用格付を優良格付に区分し、それ以外の内部信用格付を要判定格付に区分する方法が考えられる。この方法における適用イメージは次のとおりである。



(シミュレーション計算を行う方法)

38. シミュレーション計算を行う方法は、20XX 年改正の金融商品会計基準等を初めて適用する際、正常先における内部信用格付ごとに PD をシミュレーション計算し、本文書第 33 項の適用イメージと同様に正常先を区分するものである。
39. この場合、20XX 年改正の金融商品会計基準等の適用初年度の翌年度以降においては、保有する債権等や債務者の性質又は信用リスク管理実務の方法が大きく変化しない限り、20XX 年改正の金融商品会計基準等の適用初年度に決定した区分を継続して使用することが考えられる。

Ⅲ. 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定

関連する定め

40. 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定に関して、金融商品会計基準では次のとおり定めている。

企業会計基準第10号

金融商品に関する会計基準

会計基準

V. 予想信用損失の算定

1. 予想信用損失の算定方法

27. 予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等（以下「債権等」という。）の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定する。
28. 予想信用損失は、第27項の判定に基づき次の方法により算定する。
- (1) 期末において信用リスクが著しく増大していない債権等については、12か月の予想信用損失^(注9-2)を算定する。
 - (2) 期末において信用リスクが著しく増大している債権等については、全期間の予想信用損失^(注9-3)を算定する。

41. 信用リスクが低い金融資産に関しては、予想信用損失適用指針では次のとおり定めている。

企業会計基準適用指針第XX号

金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針

適用指針

Ⅲ. 会計処理

1. 信用リスクの著しい増大に関する判定

(4) 信用リスクが低い金融資産

24. 債権等について、期末において信用リスクが低いと判断される場合には、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと推定することができる。
25. 前項に定める「信用リスクが低いと判断される場合」とは、次の(1)から(3)のすべてを満たす場合をいう。

- (1) 債権等に係るデフォルト発生リスクが低い。
- (2) 借手が近い将来の契約上のキャッシュ・フローの支払義務を履行する能力を十分に有している。
- (3) 長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が生じた場合であっても、必ずしも借手の債務履行能力が低下するとは限らない。

26. 第 24 項の判断は、債権等に係る信用リスクの絶対的な水準に基づいて行う。他の金融商品又は事業を営む法域の信用リスクと比べて相対的に信用リスクが低いというだけでは、信用リスクが低いと判断されない。また、担保がなければ信用リスクが低いとは考えられない場合には、信用リスクが低いとは判断されない。

また、第 24 項の判断を行うにあたり、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的であり、かつ債権等の種類及びリスクを考慮した内部信用格付又は他の方法を用いることができる。例えば、外部信用格付が投資適格の場合には、信用リスクが低いとみなすことができる。

42. また、合理的で裏付け可能な情報に関しては、予想信用損失適用指針では次のように定めている。

企業会計基準適用指針第 XX 号 金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱い に関する適用指針

適用指針

Ⅲ. 会計処理

2. 予想信用損失の算定

(5) 合理的で裏付け可能な情報

49. 会計基準第 27-2 項(3)に従って、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で関連するすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際、使用する情報には、予想される期限前償還の影響、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末における現在の状況と将来の状況の両方が含まれる。また、その際、企業内部又は外部のさまざまな情報源を用いることができ、これには、例えば、次のものが含まれる。

- (1) 企業内部における貸倒実績
- (2) 内部信用格付
- (3) 他社における貸倒実績
- (4) 外部信用格付、外部の報告書及び統計データ
- (5) 企業固有の情報源がない又は不十分な場合、比較可能な金融商品（又は金

融商品グループ) に関する類似企業の実績

50. 予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて次の調整を行う。
- (1) 過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映する。
 - (2) 過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去する。
- 債権等の特性、過去の情報の性質及び計算された時期、過去の状況と期末における状況との比較によっては、調整前の過去の情報が最善の合理的で裏付け可能な情報となる場合がある。

満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定において利用できる情報

43. 満期保有目的の債券のうち市場を通じて取得される債券については、一般的に、市場リスクの観点からリスク管理が行われていると考えられる。このため、貸付金と同様の信用リスク管理が行われていない場合があり、債権と同様の内部信用格付を利用した手法により予想信用損失の算定ができない場合があると考えられる。
44. このような場合には、満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定に関して、外部信用格付や市場情報などの公開情報を用いることが考えられる。
45. この点、格付会社は、一般的に格付別の実績累積デフォルト率を定期的に公表している。下表は格付会社が公表する実績累積デフォルト率のイメージである。

(表1：XX年からX1年までを調査期間とする実績累積デフォルト率)

(単位：%)

格付	1年	2年	3年	4年	5年
AAA	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
AA	0.00	0.00	0.00	0.05	0.07
A	0.01	0.09	0.15	0.24	0.32
BBB	0.42	0.98	1.52	1.91	2.24
BB	2.93	5.95	9.02	11.45	13.62
以下省略					

46. 次項以降においては、格付会社が公表する情報を用いて予想信用損失を算定する実務上の対応の例を示している。

格付会社が公表する情報を利用した予想信用損失の算定

(信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定)

47. 保有する満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定にあたっては、まず、信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することが必要である(金融商品会計基準第

27 項)。

48. この点、予想信用損失適用指針第 26 項は、「例えば、外部信用格付が投資適格の場合には、信用リスクが低いとみなすことができる。」としており、さらに予想信用損失適用指針第 24 項は、「期末において信用リスクが低いと判断される場合には、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと推定することができる。」として
いる。
49. これらの定め及び満期保有目的の債券に分類する要件として信用リスクが高くないことが求められていることを踏まえると、一般的には、保有する債券が投資適格かどうかに基づいて、債券の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうか判定できると考えられる。

(予想信用損失の算定)

50. 上述の判定を踏まえ、保有する債券について信用リスクが著しく増大していないと判断した場合、12 か月の予想信用損失を算定することとなる（金融商品会計基準第 28 項(1)）。一方、保有する債券について信用リスクが著しく増大していると判断した場合、全期間の予想信用損失を算定することとなる（金融商品会計基準第 28 項(2)）。
51. 予想信用損失の算定にあたっては、本文書第 45 項に記載したイメージと同様の格付会社が公表する実績累積デフォルト率に現在の状況及び将来の状況の予測を反映した調整が必要かどうか考慮した上で（予想信用損失適用指針第 50 項）、予想信用損失の算定に用いる PD を決定できると考えられる。
52. 例えば、保有する債券が A 格であり償還期限が 5 年後の場合、外部信用格付が投資適格であることから、信用リスクが著しく増大していないと判定し、12 か月の予想信用損失を算定することが考えられる。ここで、本文書第 45 項の表 1 を用いて 12 か月の予想信用損失を算定する場合、本文書第 45 項の表 1 の格付 A 及び期間 1 年の欄の実績累積デフォルト率を参照し、現在の状況及び将来の状況の予測を反映した調整が必要かどうか考慮した上で PD を決定し、予想信用損失を算定することが 1 つの手法として考えられる。
53. 別の例としては、保有する債券が BB 格であり償還期限が 3 年後の場合、外部信用格付が投資適格でないことから、信用リスクが著しく増大していると判定し、全期間の予想信用損失を算定することが考えられる。ここで、本文書第 45 項の表 1 を用いて全期間の予想信用損失を算定する場合、本文書第 45 項の表 1 の格付 BB 及び期間 1 年から 3 年の欄の実績累積デフォルト率を参照し、現在の状況及び将来の状況の予測を反映した調整が必要かどうか考慮した上で、予想信用損失の算定に用いる PD を決定することが 1 つの手法として考えられる。
54. なお、信用力が非常に高い発行体の債券（例：特定のソブリン債）を保有する場合、複数のシナリオを考慮したとしても、予想信用損失の算定に用いる 12 か月の PD をゼロ%と決定し、結果として予想信用損失が計上されない場合があり得ると考えられる。

IV. 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定

関連する定め

55. 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定に関して、金融商品会計基準等では次のとおり定めている。

企業会計基準第10号

金融商品に関する会計基準

会計基準

IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等

7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約

- 26-3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント^(注 8-3)並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）の発行者においては、貸出コミットメント等は、予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とする。

(注 8-3) 当座貸越契約及び貸出コミットメントについて

当座貸越契約及び貸出コミットメントとは、金融機関等が顧客と合意した一定の限度まで現金を貸し付けることを約する契約をいう。

企業会計基準適用指針第XX号

金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針

適用指針

III. 会計処理

2. 予想信用損失の算定

(1) 予想信用損失

(貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定方法)

34. 貸出コミットメント等の未使用枠について、次の差額の現在価値により信用損失を算定する。
- (1) 貸出コミットメント等の保有者が貸付を受けた場合に受け取るべき契約上のキャッシュ・フロー
 - (2) 貸付を実行した場合に受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー
35. 貸出コミットメント等に係る予想信用損失は、貸出コミットメント等の実行に関する予想と整合的に算定する。

貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定

56. 前項に記載のとおり、貸出コミットメント等に係る信用損失は、次の差額の現在価値により算定される（予想信用損失適用指針第34項）。
- (1) 貸出コミットメント等の保有者が貸付を受けた場合に受け取るべき契約上のキャッシュ・フロー
 - (2) 貸付を実行した場合に受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー
57. 貸出コミットメント等に関して信用損失が発生するのは、貸出コミットメント等に基づいて貸付が実行されて、当該貸付についてデフォルトが発生し、キャッシュ・フローの不足額が生じる場合と考えられる。このため、貸出コミットメント等に係る予想信用損失を算定するためには、算定の要素の1つとして、貸出コミットメント等に基づいて実行された貸付金のデフォルト発生時における残高を見積ることが必要となると考えられる³。
58. この点、貸出コミットメント等に基づいて実行された貸付金のデフォルト発生時における残高の見積りについては、次の理由から金融機関ごとにデータの整備状況が異なっていると考えられる。
- (1) 20XX年改正前の金融商品会計基準等では、貸出コミットメント等に係る貸倒引当金を計上することが明示的に求められていなかった。
 - (2) 規制上の自己資本比率の算出においては、貸出コミットメント等の未使用枠に係るエクスポージャーの額を計算する際に規制当局の定める掛目を使用することができる。
59. ここで、貸出コミットメント等に基づいて貸付が実行されるかどうかは債務者の財務状況等によって大きく異なることから、予想信用損失を精緻⁴に算定するためには、信用格付別や業種別などに分けてデータを整備することが考えられる。この対応としてシステムの開発が必要となる場合が考えられるほか、短期間の実績では統計的に有意な数値とならない場合があるため、データの整備に複数年を要するケースがあると考えられる。この場合、20XX年改正の金融商品会計基準等の公表から適用日までの間に準備を進めたとしても、20XX年改正の金融商品会計基準等の適用初年度においては、貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定に用いるデータを十分に整備できない状況が生じ得ると考えられる。
60. このような状況においては、予想信用損失の算定に用いるデータが整備されるまでの当面の間、規制上の目的で用いられる数値（例えば、自己資本比率算定において貸出

³ 貸出コミットメント等に基づいて実行された貸付金のデフォルト発生時における残高の見積り方法については、貸出コミットメント等の未使用枠に貸出コミットメント等の実行が予想される割合（予想引出率）を乗じた金額に基づく方法や、リスク管理モデルを用いてデフォルト時の予想貸付金実行残高を見積る方法など複数の方法が考えられる。

⁴ 貸出コミットメント等に係る予想信用損失をどこまで精緻に算定するかは、各企業における重要性に関する判断等によって異なる可能性があると考えられる。

コミットメント等の与信相当額の算出に用いられる掛目)を用いることは、過渡的な対応⁵として認められると考えられる。

61. 前項の対応は過渡的なものであるため、20XX 年改正の金融商品会計基準等を適用してから、合理的な期間内に貸出コミットメント等に関するデータを整備し、企業固有の状況に応じた予想信用損失の算定に移行することが必要と考えられる。

⁵ 当該過渡的な対応は、過去の経緯を含めた我が国における貸出コミットメント等に関する状況を踏まえて限定的に認められるものであり、他の項目について、一般論として、会計基準で要求される数値の代替として、規制上の目的で用いられる数値を使用することが認められると理解すべきではないことに留意する必要がある。なお、重要性の観点に基づく場合や、各企業において規制上の目的で用いられる数値を予想信用損失の算定に使用することが適切かどうか確認した場合などにおいて、結果的に規制上の目的で用いられる数値と同じ数値を用いることはあり得ると考えられる。

V. CECL (Current Expected Credit Loss) モデルに基づく情報の開示方法

関連する定め

62. 信用リスクに関する注記について、予想信用損失適用指針では次のとおり定めている。

<p>企業会計基準適用指針第 XX 号 金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針</p> <p>適用指針</p> <p>IV. 開示</p> <p>2. 注記事項</p> <p>(1) 開示目的</p> <p>71. 信用リスクに関する開示目的は、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえ、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。</p> <p>72. 前項の開示目的を達成するため、信用リスクに関する情報として、次の事項を注記する。</p> <p>(1) 予想信用損失の分解情報</p> <p>(2) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報</p> <p>(3) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報</p> <p>ただし、上記の各注記事項のうち、前項の開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。</p> <p>73. 信用リスクに関する注記を記載するにあたり、どの注記事項にどの程度の重点を置くか、また、どの程度詳細に記載するかを第 71 項の開示目的に照らして判断する。</p> <p>74. 開示目的を達成するために必要な情報は、保有する金融商品の種類や信用リスクの管理方法等により異なるものであるため、注記する情報は、第 75 項から第 92 項に掲げる注記事項に限定することを意図しておらず、第 75 項から第 92 項に掲げる注記事項以外であっても、第 71 項の開示目的を達成するために必要な情報は、信用リスクに関する情報として注記する。</p> <p>(2) 予想信用損失の分解情報</p> <p>75. 債権及び満期保有目的の債券に係る予想信用損失に基づいて算定された貸倒</p>
--

引当金並びに金融保証契約及び貸出コミットメント等に係る予想信用損失の残高（以下「予想信用損失引当金」という。）の変動についての情報を提供するために、債権等の特徴が類似するグループごとに予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を注記する。調整表を作成するにあたっては、次の事項を区分して示す。

- (1) 12 か月の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金
- (2) 全期間の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金
 - ① 期末において信用リスクが著しく増大している債権等（信用減損金融資産を除く。）
 - ② 信用減損金融資産（購入又は組成した信用減損債権を除く。）
 - ③ 予想信用損失が会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権

- (3) 購入又は組成した信用減損債権

また、(3)の購入又は組成した信用減損債権については、当期に発生認識を行った債権等に係る発生認識時の割引前の予想信用損失の合計額を注記する。

76. 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表について、予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合には、当期中の予想信用損失引当金の変動に関する説明を注記する。変動の要因の分析には、例えば、次のものが含まれる。

- (1) 債権等のポートフォリオの構成
- (2) 購入又は組成した債権等の定量的情報
- (3) 予想信用損失の金額の大きさ

77. 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表について、債権及び満期保有目的の債券に係る予想信用損失を金融保証契約及び貸出コミットメント等に係るものと区別して注記する。

78. 第 75 項の(1)から(3)の区分ごとに、当期中の債権等の償却原価の著しい変動がある場合、予想信用損失引当金の変動に対する影響に関する説明を定量的情報及び定性的情報を含めて注記する。予想信用損失引当金の変動に影響する債権等の償却原価の変動には、例えば、次のものが含まれる。

- (1) 当期中に購入又は組成した債権等による変動
- (2) 当期中に消滅の認識が行われた債権等（直接減額したものを含む。）による変動
- (3) 12 か月の予想信用損失を計上した債権等と全期間の予想信用損失を計上した債権等との間の振替によって生じた変動

63. ここで、連結財務諸表を作成する場合、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一する」（企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第17項）こととされており、親会社及び子会社が採用する会計方針は原則として統一しなければならないとしつつ、在外子会社については、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第18号」という。）において、当面の取扱いとして、在外子会社の財務諸表がIFRS会計基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるとしている。
64. この点に関して、金融商品会計基準等では、原則として信用リスクが著しく増大しているかどうかにより、12か月又は全期間の予想信用損失を算定することとしており、これに基づく開示を求めている一方、米国会計基準に基づくCECLモデルでは、常に全期間の予想信用損失が算定され、これに基づく開示が求められている点で異なる。
65. ここで、在外子会社が米国会計基準に準拠して財務諸表を作成しており、実務対応報告第18号を適用し、それらを連結決算手続上利用する場合、注記事項の取扱いに関して、実務対応報告第18号に具体的な定めはない。このため、企業は、在外子会社の米国会計基準に基づく予想信用損失に関する情報の重要性を考慮したうえで、開示目的に照らして、最も適切であると考えられる開示方法を判断することとなると考えられる。
66. 本文書では、在外子会社の米国会計基準に基づく予想信用損失に関する情報の開示方法に関して、企業が最も適切であると考えられる開示方法を検討する手掛かりを与えるために、予想信用損失適用指針第75項の予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表における開示方法として次の方法を示している⁶。
- (1) CECLモデルに基づく情報を別個に表形式で開示する方法
 - (2) CECLモデルに基づく情報を区分して開示する方法
 - (3) CECLモデルに基づく予想信用損失引当金に重要性が乏しい場合にCECLモデルに基づく情報が含まれる旨を脚注で開示する方法
67. なお、これらの開示方法は例示であり、各企業の予想信用損失引当金の実情等に応じて、本文書で示していない開示方法による場合があることに留意する必要がある。

⁶ 本文書においては、予想信用損失引当金の調整表における開示方法の例示を示しているが、信用リスク・エクスポージャーの開示（予想信用損失適用指針第82項）についても、同様の開示方法が企業にとって最も適切である開示方法を検討する際の参考となる場合があると考えられる。

CECL モデルに基づく情報の開示例

(開示例 1 : CECL モデルに基づく情報を別個に表形式で開示する方法)

(単位：百万円)

法人向け貸付金 －貸倒引当金※1	12 か月の 予想信用 損失	全期間の 予想信用 損失	信用減損 金融資産 (全期間の 予想信用損失)	購入又は 組成した 信用減損 債権
期首残高	xxx	xxx	xxx	xxx
全期間の予想信用損失への振替	△xxx	xxx	-	-
信用減損金融資産への振替	△xxx	△xxx	xxx	-
12 か月の予想信用損失への振替	xxx	△xxx	-	-
組成、購入、回収及び売却した債権等	xxx	△xxx	△xxx	xxx
直接減額	-	-	△xxx	△xxx
モデル又はリスク変数の変更	xxx	xxx	xxx	xxx
その他の変動	xxx	xxx	xxx	xxx
期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx

※1： 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、米国会計基準に準拠して財務諸表が作成されている在外子会社の財務諸表を連結財務諸表において利用している。当該在外子会社における貸倒引当金に関する情報は、「米国会計基準に準拠して財務諸表が作成されている在外子会社における貸倒引当金に係る情報」とおりであり、当表には含めていない。

米国会計基準に準拠して財務諸表が作成されている在外子会社における貸倒引当金に係る情報

(単位：百万円)

貸倒引当金の期首残高	xxx
当期の貸倒引当金繰入額	xxx

信用が悪化している購入した金融資産に対して認識された当初の貸倒引当金	XXX
貸倒引当金から直接減額した額	△XXX
過去に直接減額した債権からの回収金額	XXX
その他の変動	XXX
貸倒引当金の期末残高	XXX

(開示例 2 : CECL モデルに基づく情報を区分して開示する方法)

(単位 : 百万円)

法人向け貸付金 －貸倒引当金	12 か月の 予想信用 損失	全期間の 予想信用 損失	信用減損 金融資産 (全期間の 予想信用 損失)	購入又は 組成した 信用減損 債権	米国会 計基準 に基づ く情報 ※1
期首残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
全期間の予想信用損失への振替	△XXX	XXX	-	-	-
信用減損金融資産への振替	△XXX	△XXX	XXX	-	-
12 か月の予想信用損失への振替	XXX	△XXX	-	-	-
組成、購入、回収及び売却した債権等	XXX	△XXX	△XXX	XXX	-
直接減額	-	-	△XXX	△XXX	-
米国会計基準に基づく情報_当期貸倒引当金繰入額※1	-	-	-	-	XXX
モデル又はリスク変数の変更	XXX	XXX	XXX	XXX	-
その他の変動	XXX	XXX	XXX	XXX	-
期末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

※1: 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、米国会計基準に準拠して財務諸表が作成されている在外子会社の財務諸表を連結財務諸表において利用している。当該在外子会社における貸倒引

当金に関する情報は、「米国会計基準に基づく情報」として開示している。

(開示例 3 : CECL モデルに基づく予想信用損失引当金に重要性が乏しい場合に CECL モデルに基づく情報が含まれる旨を脚注で開示する方法)

(単位：百万円)

法人向け貸付金 －貸倒引当金	12 か月の 予想信用 損失	全期間の 予想信用 損失※1	信用減損 金融資産 (全期間の予想 信用損失) ※1	購入又は 組成した 信用減損 債権※1
期首残高	xxx	xxx	xxx	xxx
全期間の予想信用損失への振替	△xxx	xxx	-	-
信用減損金融資産への振替	△xxx	△xxx	xxx	-
12 か月の予想信用損失への振替	xxx	△xxx	-	-
組成、購入、回収及び売却した債権等	xxx	△xxx	△xxx	xxx
直接減額	-	-	△xxx	△xxx
モデル又はリスク変数の変更	xxx	xxx	xxx	xxx
その他の変動	xxx	xxx	xxx	xxx
期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx

※1： 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、米国会計基準に準拠して財務諸表が作成されている在外子会社の財務諸表を連結財務諸表において利用している。当該在外子会社における貸倒引当金に重要性が乏しいため、「全期間の予想信用損失」、「信用減損金融資産（全期間の予想信用損失）」及び「購入又は組成した信用減損債権」に含めている。

以 上